



お
く
や
み
ハ
ン
ド
ブ
ツ
ク

大網白里市

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

大網白里市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所・役場関係の手続きと、役所・役場以外の一般的な手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

大網白里市役所

もくじ

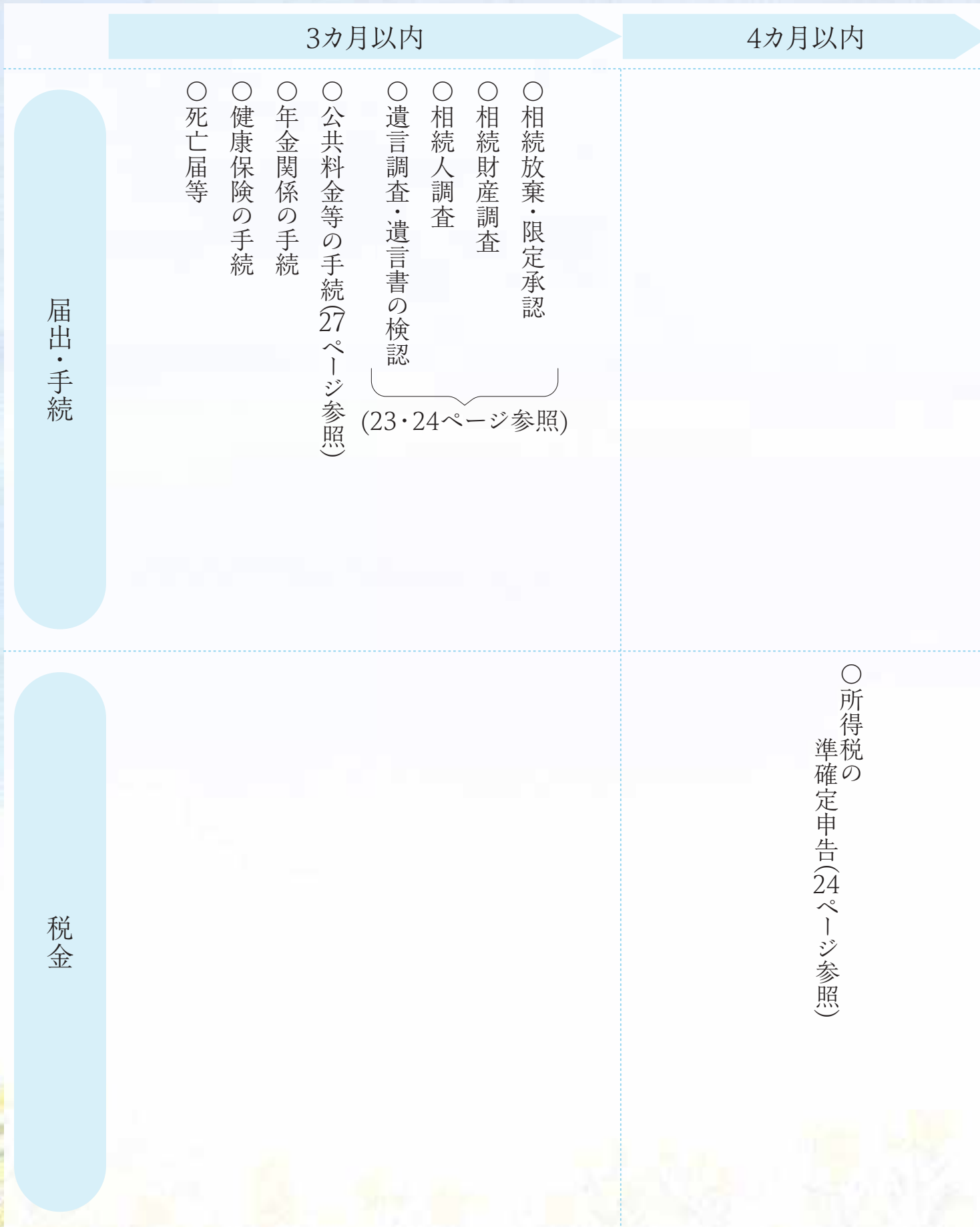
チェックシート	p.2
身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ	p.3
1. 死亡届について	p.5
2. 年金の手続きについて	p.7
3. 恩給・弔慰金の手続きについて	p.9
4. 健康保険について	p.10
5. 介護保険・高齢者福祉について	p.11
6. 障がい福祉の手続きについて	p.12
7. 子どもの福祉について	p.12
8. 税の手続きについて	p.13
9. 市営住宅について	p.15
10. 水道・下水道、市営ガスの手続きについて	p.15
11. くみ取り式トイレ・浄化槽について	p.16
12. 飼い犬の手続きについて	p.16
13. 農地・森林の手続きについて	p.17
14. 外国籍の方の手続きについて	p.18
15. お問い合わせ窓口、電話番号一覧	p.19

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。
「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票	故人を含めた世帯員は3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
	外国籍でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.18
年金	国民年金を受給または加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
	後期高齢者医療保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	40~64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
障がい福祉	障害者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	児童手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	児童扶養手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13 p.14
	市・県民税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15
	水道・下水道、市営ガスを使用していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	くみ取り式トイレ・浄化槽を使用していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.16
	農地・森林を所有していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）



10カ月以内

- 払戻・解約・名義変更等
- 遺産分割協議(23ページ参照)

- 相続税の申告(24ページ参照)

1年以内

- 遺留分侵害額請求

大網白里市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、19ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈19ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

〈21ページ〉
大網白里市以外で
必要な手続き一覧

1. 死亡届について

◇届出期間

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの役所・役場

◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・家主、地主、家屋または土地の管理人
- ・後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者
(登記事項証明書または裁判所の謄本等の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書(死体検案書)に、医師による証明があるもの)1通

◇大網白里市に死亡届を提出する場合は

【平日(8:30~17:15)】

市役所本庁舎1階市民課・白里出張所

【夜間及び休日】

市役所本庁舎1階西側当直窓口・白里出張所(白里出張所は休日のみ)

なお、夜間や休日に当直窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に訂正等のため来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地の役所・役場に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外の役所・役場に届出をした場合→おおむね10日~14日

※年末年始、大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

※令和6年3月1日から、本籍地以外の役所・役場でも、戸籍謄本が請求できるようになりました。本籍地以外の役所・役場で請求する場合は、配偶者・直系尊属・直系卑属の方が直接窓口にお越しください。

住民票について

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届書を受理した役所・役場から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、3人以上の世帯で世帯主が亡くなられた場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・届出できる方……故人と同世帯の方

◇マイナンバーカード

番号制度の対象手続きで個人番号(マイナンバー)が必要となる場合がありますので、そのままお手元にお持ちください。すべての手続きが済みましたら、廃棄していただくか、故人の住民登録地の役所・役場に返納してください。

◇住民基本台帳カード・印鑑登録証

廃棄していただくか、故人の住民登録地の役所・役場に返納してください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

市民課 市民班 ☎ 0475-70-0340

市民課 戸籍班 ☎ 0475-70-0341

2. 年金の手続きについて

◆国民年金のみを受給している方

年金受給権者死亡届や未支給年金等の請求が必要となる場合があります。

【未支給年金請求】

年金を受給されていた方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金を未支給年金として生計を同一にしていた遺族が請求することができます。請求者の住所地の役所・役場で手続きしてください。

□遺族の順位

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の3親等内の親族

□必要なもの

- ・年金証書、年金手帳(見つからない場合は窓口でその旨をお伝えください。)
- ・請求者名義の預金通帳
- ・戸籍謄本(請求者と亡くなられた方の続柄を証明するため)
- ・死亡診断書の写し
- ・請求者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの
- ・生計同一に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別住所の場合)

※その他の書類が追加となる場合がありますので、事前に役所・役場・年金事務所等へご確認をお願いします。

【年金受給権者死亡届】

年金を受給されていた方が亡くなられ、未支給年金の請求に該当する遺族がない場合、年金受給権者死亡届が必要となります。届出者の住所地の役所・役場で手続きしてください。

□必要なもの

- ・年金証書、年金手帳(見つからない場合は窓口でその旨をお伝えください。)
- ・戸籍抄本、死亡診断書等の死亡の事実を明らかにできる書類

◆厚生年金や共済年金を受給している方

以下の連絡先で確認してください。

・厚生年金の場合は、「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165

※050で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6700-1165

または、千葉年金事務所 ☎ 043-242-6320

・共済年金の場合は、「加入されていた共済組合」

◇年金受給前に亡くなられた方

公的年金の加入者や、かつての加入者で要件を満たしている方が亡くなられたときには、一定のご遺族に「遺族給付」が支払われます。

加入されていた年金の種類や遺族の要件等により、手続き先や請求者、必要書類が異なりますので、「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

ご不明な点は、下記までお問合せください。

市民課 高齢者医療年金班

☎ 0475-70-0336

◇農業者年金を受給している方

死亡届、未支給年金請求、死亡一時金の手続きが必要となりますので、下記窓口または最寄りの山武郡市農業協同組合各支所へお問い合わせください。

山武郡市農業協同組合 大網支所 ☎ 0475-72-6101

白里支所 ☎ 0475-77-4101

ご不明な点は、下記までお問合せください。

農業委員会事務局

☎ 0475-70-0393

3. 恩給・弔慰金の手続きについて

◇恩給を受給している方

総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。

総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400

◇戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受給している方

償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局へ直接お問い合わせください。

大網郵便局 ☎ 0570-943-057

大網みどりが丘郵便局 ☎ 0475-77-7120

大網みずほ台郵便局 ☎ 0475-73-6625

増穂郵便局 ☎ 0475-72-2921

白里郵便局 ☎ 0475-77-2941

ご不明な点は、下記までお問合せください。

社会福祉課 社会福祉班

☎ 0475-70-0330

4. 健康保険について

◇「国民健康保険」または「後期高齢者医療保険」に加入していた方

葬祭を行った方(喪主)に葬祭費(5万円)が支給されます。

【必要なもの】

- ①亡くなられた方の保険証
- ②葬祭を行った方(喪主)の氏名が確認できるもの(会葬礼状または葬儀の領収書)
- ③申請者(喪主)名義の口座情報の確認できるもの
- ④申請者(喪主)または代理人のご本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)

※葬祭費の支給は葬祭を行った日の翌日から2年間は申請期間となりますので、お早めの手続きをお願いします。

◇「後期高齢者医療保険」に加入していた方

未支給分の高額療養費等がある場合は、口座の変更手続きが必要になります。

【必要なもの】

- ①相続人代表の印鑑(朱肉を使用するもの)
- ②口座情報の確認できるもの(相続人代表の口座)

◇社会保険・国民健康保険組合・共済組合等に加入していた方

加入していた健康保険組合等へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

市民課	国保班	☎ 0475-70-0334
市民課	高齢者医療年金班	☎ 0475-70-0336

5. 介護保険・高齢者福祉について

◇「第1号被保険者（65歳以上）」または
「第2号被保険者（40歳以上65歳未満）で介護認定あり」の方

介護保険被保険者証をご返納ください。高額介護サービス費の申請がある場合は、口座の変更手続きが必要になります。

【必要なもの】

①亡くなられた方の介護保険被保険者証

※以下、高額介護サービス費の申請がある場合

②申請者の印鑑（朱肉を使用するもの）

③口座情報の確認できるもの（相続人名義の口座）

④申請者のご本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）

ご不明な点は、下記までお問合せください。

高齢者支援課 介護保険班

☎ 0475-70-0309

◇緊急通報装置の利用者の方

緊急通報装置をご利用の方が亡くなられたときは、廃止の手続きや装置の撤去が必要になりますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

高齢者支援課 高齢者支援班

☎ 0475-70-0332

◇高齢者外出支援事業利用のパスカードをお持ちの方

パスカードをお持ちの方が亡くなられたときは、パスカードの返納が必要になりますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

高齢者支援課 高齢者支援班

☎ 0475-70-0332

6. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

社会福祉課 障がい福祉班

☎ 0475-70-0337

7. 子どもの福祉について

児童に関する手当や医療費助成、就学援助を受けている方で、お子様やそのお子様を監護されている保護者様が亡くなられた場合に変更や返納等の手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。

また、18歳以下のお子様を養育されている方(父または母等)が亡くなられた場合に、ひとり親に関する手当や医療費助成の対象となる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

子育て支援課 児童家庭班 **☎ 0475-70-0331**(手当、医療費助成)

教育委員会管理課 学校教育室 **☎ 0475-70-0372**(就学援助)

8. 税の手続きについて

市税のお手続き

◇固定資産税

市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有する方が亡くなられたときは、相続人に納税義務を承継していただくことになります(地方税法第9条)。相続登記が完了するまでの納税義務者を設定するため、相続人代表者指定(変更)届の提出が必要となります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

税務課 資産税班

☎ 0475-70-0322

◇市民税・県民税(住民税)、国民健康保険税、軽自動車税

納税管理人(設定・取消)申告書の手続きが必要となります。

なお、各税目とも、原則、相続人が納税義務者になります。

・市県民税

亡くなられた年度までの税について、納税される方を設定します。

・国民健康保険税

亡くなられた前月までの税について、納税される方を設定します。

・軽自動車税

廃車・名義変更するまでの税について、納税される方を設定します。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

税務課 市民税班

☎ 0475-70-0321

原動機付自転車(排気量125cc以下)の廃車・名義変更について
税務課 市民税班 ☎ 0475-70-0321

自動二輪車(排気量125cc超)の廃車・名義変更について
関東運輸局千葉運輸支局 ☎ 050-5540-2022

軽自動車の廃車・名義変更について
軽自動車検査協会千葉事務所 ☎ 050-3816-3114

普通自動車の廃車・名義変更について
関東運輸局千葉運輸支局 ☎ 050-5540-2022

国税のお手続き

所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合がありますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
東金税務署
☎ 0475-52-3121 (自動音声案内)

県税のお手続き

亡くなられた方が個人事業主だった場合、手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
東金県税事務所
☎ 0475-54-0223

9. 市営住宅について

亡くなられた方が市営住宅に入居していたときは、名義を引き継ぐ手続きや、住宅返還手続きなどが必要となります。手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
都市整備課 都市計画班 ☎ 0475-70-0364

10. 水道・下水道、市営ガスの手続きについて

水道・下水道を使用している方が亡くなられたときは、継続して使用する場合は名義変更、使用しない場合は使用中止の手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
山武郡市広域水道企業団 お客様センター ☎ 0475-50-4132
下水道課 管理班 ☎ 0475-77-6880

下水道受益者負担金を分割納入中または徴収猶予中の方が亡くなられたときは、受益者変更の手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
下水道課 管理班 ☎ 0475-77-6880

市営ガスを使用している方が亡くなられたときは、親族の方が継続して使用する場合は名義変更、使用しない場合は閉栓(使用停止)の手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
ガス事業課 業務班 ☎ 0475-72-1131

11. くみ取り式トイレ・浄化槽について

くみ取り式トイレを使用されている方が亡くなられたときは、継続して使用する場合は請求先変更の手続き、使用しない場合は取り消し手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

地域づくり課 環境対策班

☎ 0475-70-0386

浄化槽を使用されている方が亡くなられたときは、管理者変更届、休止届、廃止届などの手続きが必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

山武地域振興事務所 地域環境保全課

☎ 0475-55-3862

12. 飼い犬の手続きについて

犬を飼育している方が亡くなられたときは、犬の登録事項変更届(飼い主の変更)が必要となります。下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

地域づくり課 環境対策班

☎ 0475-70-0386

13. 農地・森林の手続きについて

農地を相続された方は、農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要となります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

農業委員会事務局

☎ 0475-70-0393

森林の土地を相続された方は、届出が必要となる場合があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

農業振興課 農政班

☎ 0475-70-0345

MEMO

14. 外国籍の方の手続きについて

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族もしくは同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書を返納していただく必要があります。詳細は下記へお問い合わせください。郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

東京出入国在留管理局千葉出張所

☎ 043-242-6597

【郵送先】

〒135-0064

東京都江東区青梅2-7-11東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局 おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ、在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に管轄の出入国在留管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

東京出入国在留管理局千葉出張所

☎ 043-242-6597

15. お問い合わせ窓口、電話番号一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問い合わせ内容	担当部署	窓口	電話番号
p.5	死亡届	市民課 市民班	市役所 本庁舎1階	0475-70-0340
		市民課 戸籍班		0475-70-0341
p.7	年金	市民課 高齢者医療年金班		0475-70-0336
p.10	健康保険・葬祭費	市民課 国保班		0475-70-0334
		市民課 高齢者医療年金班		0475-70-0336
p.11	介護保険	高齢者支援課 介護保険班		0475-70-0309
p.12	障がい福祉	社会福祉課 障がい福祉班		0475-70-0337
	子どもの福祉	子育て支援課 児童家庭班		0475-70-0331
p.13	固定資産税	税務課 資産税班		0475-70-0322
	市・県民税・軽自動車税	税務課 市民税班		0475-70-0321
p.14	軽自動車の名義変更・廃車	・原動機付自転車(125cc以下) 税務課 市民税班	0475-70-0321	
		・自動二輪車(125cc超)・普通自動車 関東運輸局千葉運輸支局	050-5540-2022	
		・軽自動車 軽自動車検査協会千葉事務所	050-3816-3114	
	所得税・相続税	東金税務署	0475-52-3121	
p.15	市営住宅	都市整備課 都市計画班	市役所 別棟1階	0475-70-0364
	水道・下水道、市営ガス	山武郡市広域水道企業団お客様センター		0475-50-4132
		下水道課 管理班	浄化センター	0475-77-6880
		ガス事業課 業務班	市役所 分庁舎2階	0475-72-1131
p.16	くみ取り式トイレ	地域づくり課 環境対策班	市役所 本庁舎1階	0475-70-0386
	飼い犬		0475-70-0386	
p.17	農地・森林	農業委員会事務局	市役所 分庁舎3階	0475-70-0393
		農業振興課 農政班		0475-70-0345
p.18	外国籍の方が亡くなったときの 在留カード・特別永住者 証明書の返納	東京出入国在留管理局千葉出張所 (郵送での返納先はおだいば分室)		043-242-6597
	亡くなった方の配偶者や ご家族が外国籍の場合	東京出入国在留管理局千葉出張所		043-242-6597

16. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
国民健康保険等への加入	14日以内 (国民健康保険の場合)	故人の被扶養者だった方は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	〈手続先〉 最寄りの年金事務所

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業主であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬の手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の墓地の管理者から下記の書類を発行してもらいます。詳細については、墓地の管理者にお問合せください。

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。詳細については、墓地の管理者にお問合せください。

3 改葬許可証の受け取り

現在の墓地から、新しい改葬先へ遺骨を移すための手続きです。
 必要書類：改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書
 提出先（受取先）：墓地所在地の役所・役場に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 納骨

改葬先の墓地の管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

〈お問い合わせ〉
 市民課 戸籍班
 ☎ 0475-70-0341

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所・役場の窓口にお問い合わせください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預貯金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、資産所在地の役所・役場で「名寄帳」等を取得することで、資産の確認ができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所・役場等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にお問い合わせください。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで一定の所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。被相続人の死亡当時の納税地の所轄税務署へお問い合わせください。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数 最寄りの所轄税務署へお問い合わせください。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続登記	3年以内	不動産を相続したことを知った日から3年以内に相続登記(土地や家屋の名義変更)の申請をしなければなりません。不動産の所在地を管轄する法務局へお問い合わせください。 (大網白里市の管轄は東金出張所 ☎0475-52-2402)

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	詳しくはお問い合わせください 千葉県警察本部 運転免許課 ☎ 043-274-2000
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		旅券事務所	パスポート 名義人の死亡が確認できるもの 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	市営ガスの場合 ガス事業課 業務班 ☎ 0475-72-1131
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金等の 名義変更・解約		山武郡市広域水道企業団 お客様センター ☎ 0475-50-4132	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		フリーダイヤル ☎ 0120-151515	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

発行 大網白里市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2024年4月作成

本冊子は、冊子内に広告を掲載している企業の協賛により、市に寄贈されています。
広告主及び広告内容を、大網白里市が推奨するものではありません。

